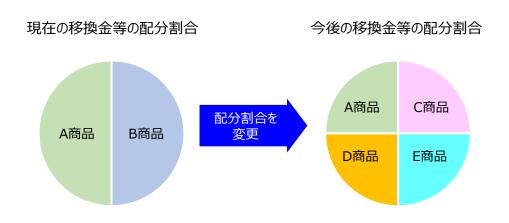
移換金等の配分割合指定とは



「移換金等の配分割合」とは、移換金や制度移行金で購入する 運用商品や購入割合を指定・変更することです。

例:入金日が25日の場合の締切日



- ▶ 入金日の前日24時までに指定・変更した内容が反映されます。
- ▶ 指定・変更された配分割合は、次回の指定・変更まで、繰り返し適用されます。
- ▶ 移換金の配分割合の指定を行わなかった場合、「掛金の配分割合」(毎月の掛金の配分割合)が適用されます。「掛金の配分割合」が未設定の場合は現金として管理し、運用がされない資産(未指図個人別管理資産)となります。